

建設局職員表彰審査会実施要領

制定 平成 29 年 10 月 31 日

改定 令和 8 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、建設局職員表彰審査会（以下「審査会」という。）において、建設局職員表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第 3 条に該当する事例の審査の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の単位)

第 2 条 表彰は個人、グループまたは所属に対して行う。

(候補者の推薦)

第 3 条 第 2 条に該当する候補者の推薦は、各所属の課長級職員（課長代理級職員を含む）が次に掲げる書類（以下「推薦書類」という。）により行う。ただし、課長級以上の職員を推薦する場合は、部長級職員がこれを行う。

- (1) 別紙「建設局職員表彰推薦書」
- (2) その他参考資料

(審査会の審議)

第 4 条 審査会の審議は、要綱第 3 条第 1 項第 1 号、2 号及び 4 号にかかる審査については、別表 1「建設局職員表彰審査評価基準」に基づき、委員において採点し、別表 2「建設局職員表彰区分」（以下、「表彰区分」という。）における「優秀賞」、「功績賞」、「奨励賞」のいずれかの賞に充てる。ただし、「功績賞」、「奨励賞」に該当した事例については、表彰事由に該当する行為を継続し、再度推薦することができる。

2 要綱第 3 条第 1 項第 3 号にかかる審査については、表彰区分における「特別賞」に値するかどうかを出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

3 建設局職員表彰審査会設置要綱第 4 条第 1 項の規定に関わらず、前項にかかる審査において、過去に市長表彰及び建設局長表彰されたものと同種案件の事例については、審査会で審議されたものとして取り扱うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 10 月 31 日より施行する。
- 2 この要領は、令和元年 6 月 24 日より施行する。
- 3 この要領は、令和 8 年 8 月 1 日より施行する。

(別表1)

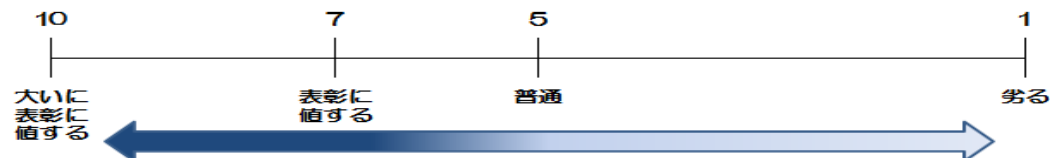
建設局職員表彰審査評価基準

■次の基準により、各項目10点満点で総合評価する

評価にあたっての基準			具体的な観点
①	達成度	地域、市民からの信頼や、組織のイメージ向上に寄与できたか 職場の活性化、職場風土改革を推進する取り組みができたか	・職員のコミュニケーション向上に役立っているか ・地域からの信頼や、組織イメージの向上に寄与しているか ・地域や市民とともに活動したことを通じ、職員のモチベーション向上に役立っているか ・取り組みにより習得した知識や経験を部下・同僚職員と共有することにより職場の活性化ができたか ・切磋琢磨し、試行錯誤のうえ取り組み内容を高めようとするにより職場風土の改革ができたか ・業務の効率化、正確性の向上に寄与できたか
②	継続性・発展性	今後の事業推進や方針等に反映できるものか 他所属においても、実施が可能な取り組みか	・取り組み内容は一過性のものとならず、継続して取り組みができたか ・取り組み内容を改善するなどし、更なる発展する要素があるか ・他所属における業務の効率化に寄与できたか
③	模範度	取り組みや仕組みが他の職員、所属の模範となるものか	・取り組みの内容、プロセスは他の職員、所属でも参考となるか ・他の所属でも取組むことのできる汎用性のある取り組みか
④	有効性・経済性	取り組みにより、効果的・経済的な成果があったか	・取り組みにより、経費削減等につながったか ・取り組みにより、超過勤務の削減、休暇取得の推進につながったか ・取り組みにより、無事故無違反(件数の減少)につながったか
⑤	アイディア度 (企画・立案)	取り組み等に創意工夫があるか	・既成概念にとらわれない新たな視点や、斬新な発想がある等、発想や着眼点に独創性があるか
⑥	市民指向	地域連携・地域貢献ができているか	・取り組みは市民サービスの向上につながっているか ・市民等と職員が力を合わせて、新しいことに挑戦したか
⑦	困難性	他の業務と比較しての特異性、困難性が高いか	・他の業務と比較して、規模、内容、質等の困難性が高いか ・他の業務と比較しての特異性はあるか

※ 審査評価基準については、①～⑤の基準を基本とするが、推薦者の申し出により⑥、⑦の基準を付加することができる。

(評価指標)



(別表2) 建設局職員表彰区分

賞 名	基 準	採点結果による区分
優秀賞	著しい効果（功績）をあげているもの。又は、あげる可能性の非常に高いもの。	委員による採点の結果、8割以上の得点を得た事例
功績賞	一定程度の効果（功績）をあげているもの。又は、あげる期待可能性の高いもの。	委員による採点の結果、7割以上の得点を得た事例
奨励賞	業務運営上、評価すべき工夫等が認められるもの。	委員による採点の結果、5割以上の得点を得た事例
特別賞	他の職員の模範となるべき優秀な行いがみられたもの。	

建設局職員表彰推薦書

令和 年 月 日

建設局長様

(推薦者補職・氏名)

次の者について、建設局職員表彰の対象とすることが適当と認められますので、推薦します。

所 属 部 署										
氏 名										
表 彰 事 由	実施要綱第3条		☐ 1号		☐ 2号		☐ 3号		☐ 4号	
審査評価基準	☒	達成度	☒	継続性・発展性	☒	模範度	☒	有効性・経済性	☒	アイデア度
		市民指向		困難性	※市民指向または困難性を評価基準とする場合は○印を入れる					
具 体 的 行 為										
推 薦 所 見	【達成度】 【継続性・発展性】 【模範度】 【有効性・経済性】 【アイデア度】									
※審査評価基準の項目ごとに、アピールポイントを記入すること										
補 足 資 料	有 ・ 無									

注) 同一の事由により複数の職員を推薦する場合は、表面に所属部署及び代表者氏名を記入し、裏面に代表者を含んだ構成する職員の氏名等を記入してください。

◆基本事項

氏 名	補職・主任	職 種	年 齢	勤続年数

建設局職員表彰実施要綱（抜粋）

（表彰事由）

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 所属において特に業務上顕著な功績をあげた者
- (2) 所属において業務運営上有益な発明、考案又は改良をした者
- (3) 他の職員の模範となるべき優秀な行いがみられた者
- (4) その他建設局長が認める者